

## 平成 29 年提案募集における自治体提案を踏まえた 地域公共交通会議等に関する国土交通省通知について

平成 29 年提案募集における自治体からの提案を踏まえ、地域公共交通会議等に関する国土交通省としての考え方を示した通知が、平成 30 年 12 月に発出された。

### 1. 平成 29 年提案募集における自治体からの提案と国の対応

○平成 29 年提案募集において、地域公共交通会議に関する下記の提案が自治体からなされた。

- ・地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和 (No. 203)
  - ☞地域公共交通会議で既に協議が整っている事項の軽微な変更については、会議において再度の同意を不要とすること
- ・コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し (No. 275)
  - ☞コミュニティバスの導入にあたり、地域公共交通会議の合意を不要とすること
  - ☞地域公共交通会議における協議は既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ることとし、一定数の賛成によって会議の合意が成立したとみなすこと

○この提案に対して、地域公共交通会議等における以下の事項を明確化する通知を平成 30 年中に発出することが閣議決定された。

- (i) 道路運送法上合意する必要がある事項と、合意することが望ましい事項
- (ii) 合意は必ずしも全会一致を意味せず、要綱等規定の議決方法でよいこと
- (iii) 反復継続して行う事項や軽微な変更に関する手続の省略・簡素化

#### ●平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針 (H29. 12. 26 閣議決定) 抜粋

##### 【国土交通省】

##### (8) 道路運送法 (昭 26 法 183)

- (i) 地域公共交通会議 (施行規則 9 条の 2。運賃等の合意 (9 条 4 項) 等に係る協議を行う協議会 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平 19 法 59) 6 条。施行規則 9 条の 3 第 1 項 2 号から 5 号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成 30 年中に通知する。
- (ii) 地域公共交通会議等 (地域公共交通会議又は運営協議会 (施行規則 51 条の 2) をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成 30 年中に通知する。
- (iii) 地域公共交通会議等の協議事項については、一度地域公共交通会議等において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成 30 年中に通知する。また、地域公共交通会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと、協議が不要な報告事項にすること等により手続の簡素化が可能であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成 30 年中に通知する。あわせて、軽微な変更の例についても周知する。

### 3. 今般発出された国土交通省通知の概要

○閣議決定を受けて、国土交通省から「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について（国自旅第212号）が発出され、既存の「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」が一部改正された。

#### ●「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成30年12月28日付け国自旅第212号一部改正） 主な改正点（下線部分）の抜粋

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

#### 2. 地域公共交通会議の設置及び運営

- (7) 地域公共交通会議において協議が調った事項に係る軽微な変更（工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第17条及び法79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。）や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の地域公共交通会議が軽微と認める変更）に伴う協議については、地域公共交通会議に（9）に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。 なお、地域公共交通会議が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。
- (8) 一度地域公共交通会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等）には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて地域公共交通会議への報告を行うものとする。

#### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

- (1) 地域の移動ニーズの把握 略
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 略
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 略
- (4) 互助による運送との連携に関する事項 略
- (5) 地域公共交通会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項 略
- (6) 法に基づく手続き上合意を必要とする事項等

地域公共交通会議において法に基づく手続き上合意を必要とする事項等は、以下に掲げる事項である。

#### （道路運送法上合意する必要がある事項）

##### ・自家用有償旅客運送に関する事項

##### ① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において合意することとされている。

（一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針）において合意が許認可の要件とされている事項） 略

（許認可の手続等について、合意によって特例が認められる事項） 略

#### 5. 地域公共交通会議の合意

##### (1) 地域公共交通会議における合意の方法

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

※閣議決定において明確化することとされた、道路運送法上合意する必要がある事項については「3.（6）法に基づく手続き上合意を要する事項等」の項目内に一括して記載され、道路運送法上必ずしも合意する必要はないが合意（協議）することが望ましい事項については、「3. 協議を行うに当たっての具体的指針」の（1）から（5）の各項目に記載されている。

※当該通知は、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況（内閣府HP）」においても閲覧可能。

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu\\_tsuchi.html](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html)